

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 13) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 10)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・ <b>延長</b> 】【単独・ <b>主管</b> ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（アまたはイのいずれかを選択）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8%</li> <li>・ 控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円</li> <li>・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul> <p>イ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。</li> <li>(ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34%</li> <li>(イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20%</li> <li>・ 取得価額の上限度額 20 億円</li> <li>・ 対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。</li> </ul>	

		<p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</li> </ul> <p>イ 事業所税(那覇市のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第36条、第37条</p> <p>租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27</p> <p>租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39の56</p> <p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37</p> <p>地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成26年度～平成33年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域の創設</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> </ul> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設</li> <li>・対象地域を13市町村から全市町村に拡大</li> <li>・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超)</li> </ul> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)</li> </ul> <p>平成29年度</p>

			・ 2年間延長
8	適用又は延長期間		2年間（平成31年度～平成32年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>（産業高度化・事業革新促進計画の作成等）</p> <p>第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であつて、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域</p>

			<p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～7 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 33 年度までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を 5,600 億円に増加させる。</li> </ul> <p>2. 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 92 社</li> <li>・本制度を活用した設備投資額 360 億円</li> </ul> <p>※本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づくことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーター産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーター産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																									
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="603 1451 1311 1641"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>31</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)</p> <p>※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>今後は平年度において投資税額控除 25 件、特別償却 4 件程度の適</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	31	27	20	30	特別償却	4	4	3	7	法人住民税	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																								
投資税額控除	31	27	20	30																								
特別償却	4	4	3	7																								
法人住民税	-	-	-	-																								
事業税	-	-	-	-																								

用を見込む。  
(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

3. 特別償却の適用実績が僅少な理由

平成 29 年 5 月に沖縄県が実施した企業アンケートによると、特別償却を活用した企業の理由として「適用年度の税額を軽減したい」という回答を選択した企業が多かった(特別償却活用企業 8 社中 6 社選択)。また、過去に実施した企業アンケートにおいても、「適用年度の税負担軽減」が最大の理由であり、その他には「来期以降の業績が見えない」「赤字決算が予想された」などの理由が挙げられている。

一方、投資税額控除は法人税を実質的に減額する効果があるため、活用企業では「将来的な節税効果が特別償却よりも有効」との理由が多く、「最大4年繰越可能であること」を理由に挙げる企業もある。

このように、投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々にも最も効果的な制度が選択されているため、両措置の適用状況に差が生じているものの、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。

【参考】適用実績増加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を 3 回実施した(6月)。

また、沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43 回)とともに、商工会議所、商工会及び各市町村を通じて制度のリーフレットを配布したところ。

この結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に相談窓口では 579 件の問い合わせがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては 216 件で、昨年度(145 件)の約 1.5 倍に増加している。

今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。

② 適用額

1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績

(単位：百万円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
投資税額控除	354	392	299	505
特別償却	86	46	18	182
法人住民税	65	55	39	—
事業税	8	4	2	—

※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)は、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「—」と記載。

2. 適用額の偏りについて

平成 26 年度から 29 年度に認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、設備投資額（沖縄県調べ）で見ると電気業の投資額が大きい。

これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があり、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。

このため、当該金額の偏りは特定の企業のみにより有利な制度設計になっているために生じるものではない。

●措置実施計画の認定状況（平成 26～29 年度）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	件数	件数	件数	件数
製造業	45	56	50	37
電気業	23	14	17	9
卸売業	3	10	4	6
倉庫業	3	0	0	1

※認定実績が 1 件のものは除く。

●平成 29 年度認定企業の設備投資状況（計画ベース）

- ・製造業 5,248 百万円 (37 件) → 1 件あたり約 1 億 42 百万円
- ・電気業 2,915 百万円 (9 件) → 1 件あたり約 3 億 24 百万円

3. 今後の適用額見込み

今後は平年度において投資税額控除 350 百万円、特別償却 72 百万円程度の適用を見込む。

（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）

③ 減収額

1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績

（単位：百万円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
投資税額控除	354	392	299	505
特別償却	22	11	4	43
法人住民税	65	55	39	71
事業税	8	4	2	8
合計	449	462	344	627

※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。（平成 30 年 6 月実施）

※特別償却に係る法人税率は H26 年度 25.5%、H27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度

		<p>は 23.4%として算出。</p> <p>※法人住民税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。</p> <p>※平成 29 年度の事業税は、特別償却の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。</p> <p>平成 28 年度の特別償却の減収額実績について、前回評価時の将来予測 34 百万円とかい離しているのは、適用実績が少なく、1 社の投資額によって、推計値が大きく変動するためと考えられる。</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 17 百万円、法人住民税 47 百万、事業税 3 百万円の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。)</p> <p>(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)</p>									
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。</p> <p>(※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。)</p> <p>一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 27 年度時点で 5.0% (全国平均 20.4%) であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況 (製造業における労働生産性の全国比 0.55) である。</p> <p>このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーター産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <p>平成 33 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 92 社</li> <li>・本制度を活用した設備投資額 360 億円</li> </ul> <p>実現状況：</p> <table border="1" data-bbox="603 1697 1369 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度を活用した企業数</td> <td>23 社</td> <td>37 社</td> </tr> <tr> <td>本制度を活用した設備投資額</td> <td>3,253 百万円</td> <td>5,982 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度設備投資額については沖縄県調査 (平成 30 年 6 月実施)</p> <p>※平成 29 年度については、沖縄県調査 (平成 30 年 6 月実施)。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画 (沖縄 21</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度を活用した企業数	23 社	37 社	本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円
	平成 28 年度	平成 29 年度									
本制度を活用した企業数	23 社	37 社									
本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円									

世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)において「製造品出荷額(石油製品を除く)」を成果指標として、各種施策を推進しているところである。

本制度は企業の設備投資等を促進することで、製造業を中心とする産業高度化により民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

平成29年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,397億円であり、H24年以降増加傾向にあるものの、目標の5,600億円には達していない。

(単位:億円)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397

※平成29年工業統計調査結果(沖縄県)

なお、「本制度を活用した企業数」及び「本制度を活用した設備投資額」の状況は先述のとおり。

2. 制度が延長できない場合の影響

過去3カ年(平成26~28年度)に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、平成29年11月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、「減税を前提に計画より前倒して投資を実現できた」「減税を前提に計画より大規模または高付加価値な投資が行えた」と回答した企業が半数以上(21社中11社、選択率52%)となっている。これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに減税額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものと言える。

			<div data-bbox="628 219 1414 622" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p> <input type="checkbox"/> ①減税を前提に、計画より前倒して投資を実現できた  <input type="checkbox"/> ②減税を前提に、計画より大規模または高付加価値な投資が行えた  <input type="checkbox"/> ③特段の効果はなかった  <input type="checkbox"/> ④その他 </p> </div> <p>※沖縄県実施の企業アンケート調査</p> <p>※過去3カ年（平成26～28年度）に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象。（回収率42%）</p> <p>なお、アンケートで「4. その他」を選択した企業においても、本制度利用により予算に余裕ができ、結果的に別の設備投資が行えた等の意見があった。</p> <p>本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やサポーティング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資の停滞が懸念される。</p>
	⑤	<p>⑤ 税収減を是認する理由</p>	<p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成28年度から平成29年度までの間に税を活用して年平均46億円の設備投資が実施されている。</p> <p>これにより、平成27年度県民経済計算によると、平成27年度の製造業における県内総生産（生産側、名目）は209,061百万円となっており、平成26年度169,100百万円と比較して39,961百万円増加（増加率23.6%）しているところ。</p> <p>また、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額（石油製品を除く）は、平成25年15.3百万円から平成28年16.5百万円に増加している。（平成29年工業統計調査（沖縄県））</p> <p>このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>
11	相当性	①	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキーマ</p>

			ムを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にもものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月 (H28 内閣 07)

## 産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について、今後の減収見込みについて、下記の通り試算。

## 1. 適用実績

(単位:企業数、百万円)

項 目	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	企業数	適用額 (減収額)	企業数	適用額	減収額	
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	27	392	4	46	11	403
28 年度	20	299	3	18	4	303
29 年度	30	505	7	182	43	548
合計	108	1,550	18	332	80	1,630
1 件あたりの 適用額	14		18			

※平成 27,28 年度は租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として試算。

## 2. 計画認定企業数

(単位:企業数、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	合計	
					4 年	直近 3 年
企業数	41	46	48	41	176	135
増加数	5	5	2	▲7	5	0
増加率	13.9%	12.2%	4.3%	▲14.6%	0.0%	▲5.6%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

### 3. 平成 30 年度以降の見込み

仮定①:1 年度あたり、計画認定企業が 0%(過去 4 年間の増加率)増加する。

仮定②:適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 61.4%とする。

※ 投資税額控除件数 108 件 ÷ 計画認定企業数 176 件 = 61.4%

仮定③:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 14 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,550 百万円 ÷ 投資税額控除件数 108 件 = 14 百万円

仮定④:適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 10.2%とする。

※ 特別償却件数 18 件 ÷ 計画認定企業数 176 件 = 10.2%

仮定⑤:適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 18 百万円とする。

※ 特別償却額 332 百万円 ÷ 特別償却件数 18 件 = 18 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:企業数、百万円)

年度	計画認定 企業数	投資税額控除		特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
	① (×0%)	② 企業数 (①×61.4%)	③ 適用額 (減収額) (②×14)	④ 企業数 (①×10.2%)	⑤ 適用額 (④×18)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
平成 30	41	25	350	4	72	17	367
平成 31	41	25	350	4	72	17	367
平成 32	41	25	350	4	72	17	367
平成 33	41	25	350	4	72	17	367
合計	164	100	1,400	16	288	68	1,468
平年度	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>350</u>	<u>4</u>	<u>72</u>	<u>17</u>	<u>367</u>

※法人税率については、30 年度以降は 23.2%として試算。